

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和7(2025)年4月1日から段階的に施行、
第2弾は同年10月1日から施行されます！

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を行いました。

▶ 令和7(2025)年4月1日から施行

1 子の看護休暇の見直し

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大(③④を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	<除外できる船員> 継続雇用期間6か月未満	<除外できる船員> ※撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

※ 取得可能日数は、現行日数(1年間に5日、子が2人以上の場合は10日)から変更ありません。

2 育児のための所定労働時間の短縮措置<短時間勤務制度>(3歳未満)の代替措置に陸上勤務追加

選択する場合は
就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
代替措置(※)のメニューを追加	<代替措置> ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置	<代替措置> ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置 ③陸上勤務の措置

※ 短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する船員がいる場合にのみ、労使協定を締結し除外規定を設けた上で、代替措置を講ずることとなります。

3 育児のための陸上勤務の措置の導入

努力義務 就業規則等の見直し

3歳未満の子を養育する船員が陸上勤務を選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

Check! モデル就業規則について

船員モデル就業規則など社内規定の整備に活用ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000026.html

4 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

義務

改正内容	施行前	施行後
公表義務の対象となる企業の拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数 300人超 の企業

- ・公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。
- ・年1回、公表前事業年度の終了後おおむね3か月以内に、インターネットなど、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。
- ・より具体的な公表内容や算出方法はこちらをご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533_00006.html



Check! 両立支援のひろば(厚生労働省運営のウェブサイト)

男性の育児休業等の取得率等の公表に当たっては、自社ホームページ等のほか、「両立支援のひろば」で公表することもおすすめします。仕事と育児・介護の両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取り組み状況の診断等を行うことができます。



<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>

5 介護休暇を取得できる船員の要件緩和

労使協定を締結している場合は
就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
労使協定による継続雇用期間 6か月未満除外規定の廃止	<除外できる船員> 継続雇用期間6か月未満	<除外できる船員> ※撤廃

6 介護離職防止のための雇用環境整備

義務

介護休業や介護両立支援制度等(※)の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下①～④のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する**研修の実施**
- ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- ③ 自社の船員の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の**事例の収集・提供**
- ④ 自社の船員へ介護休業・介護両立支援制度等の**利用促進に関する方針の周知**

※ i 介護休暇に関する制度、ii 深夜業の制限に関する制度、iii 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

望ましい

*①～④のうち複数の措置を講じること

(1) 介護に直面した旨の申出をした船員に対する個別の周知・意向確認

介護に直面した旨の申出をした船員に対して、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※ 取得・利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容) ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例:人事部など) ③介護休業給付金に関すること
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能。③④は船員が希望した場合のみ

(2) 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供

船員が介護に直面する前の早い段階で、介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項について情報提供しなければなりません。

情報提供期間	① 船員が40歳に達する日(誕生日前日)の属する年度(1年間) ② 船員が40歳に達する日の翌日(誕生日)から1年間 のいずれか
情報提供事項	① 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容) ② 介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例:人事部など) ③ 介護休業給付金に関すること
情報提供の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能

望ましい

- * 情報提供に当たって、「介護休業制度」は介護の体制を構築するため一定期間休業する場合に対応するものなど、各種制度の趣旨・目的を踏まえて行うこと
- * 情報提供の際に、併せて介護保険制度について周知すること

8 介護のための陸上勤務の導入

努力義務

就業規則等の見直し

要介護状態の対象家族を介護する船員が陸上勤務を選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。



Check! モデル就業規則について

船員モデル就業規則など社内規定の整備に活用ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000026.html

介護保険制度について(40歳の方向けリーフレット)

社内用にアレンジする等してご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10548.html

両立支援について専門家に相談したい方へ【中小企業育児・介護休業等推進支援事業】

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

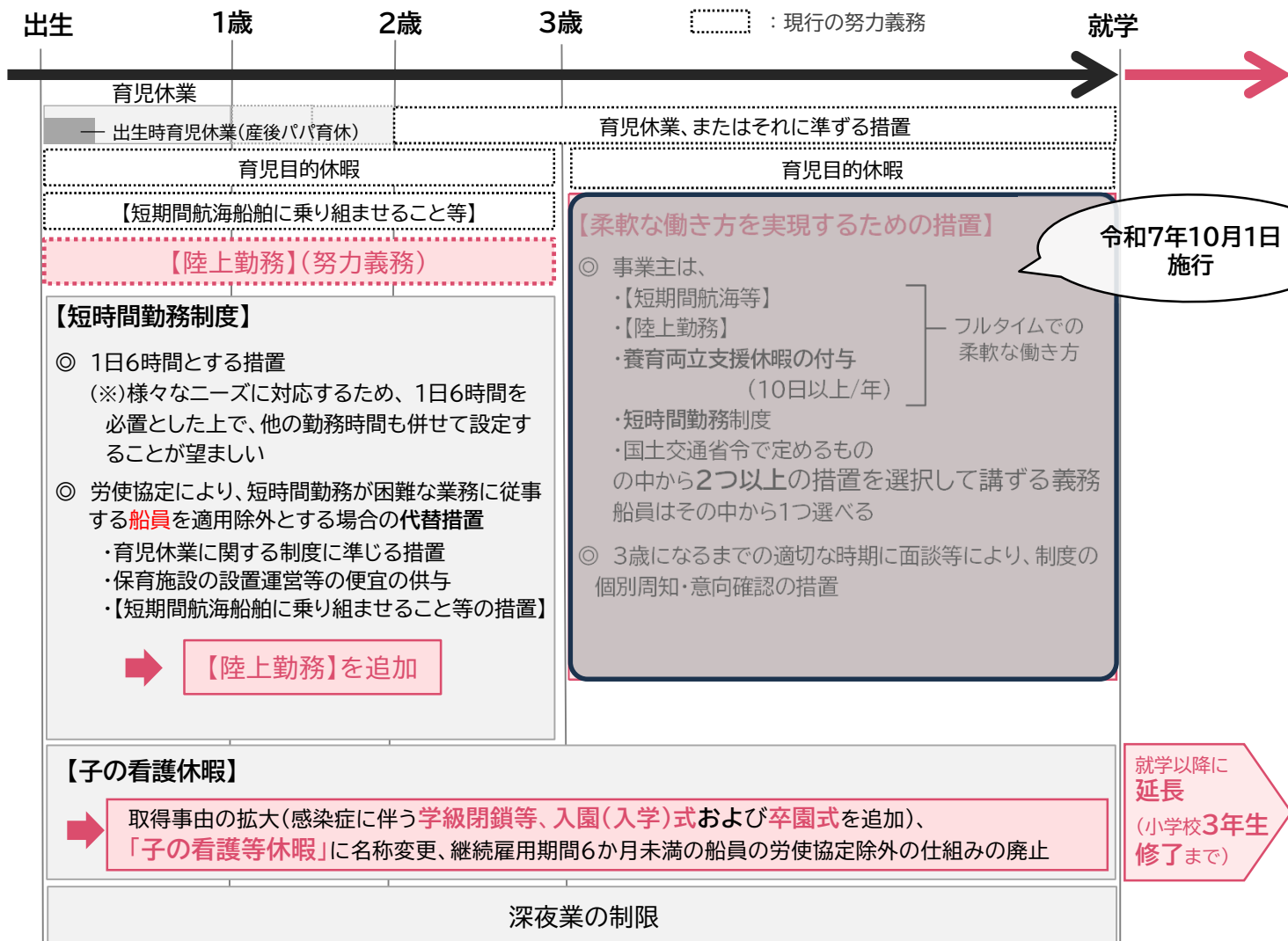
制度整備や育児・介護休業を取得する社員のサポート、仕事と育児・介護の両立を実現

する体制作り等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。



<改正後の仕事と育児の両立イメージ>

- : 見直し
 : 現行の権利・措置義務
 : 現行の努力義務



Check! 両立支援に取り組む事業主への助成金【両立支援等助成金】

職業生活と家庭生活が両立できる「職場環境づくり」のために、仕事と育児・介護の両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援等助成金を支給しています。
(令和7年度は改正育児・介護休業法にあわせて助成内容が変更になる予定です)



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

船員の育児・介護休業法に関するお問い合わせは、運輸局の船員労政課へ

窓口		電話番号
北海道運輸局	海事振興部船員労政課	011-290-1014
東北運輸局	海事振興部船員労政課	022-791-7525
関東運輸局	海事振興部船員労政課	045-211-7231
北陸信越運輸局	海事部船員労政課	025-285-9157
中部運輸局	海事振興部船員労政課	052-952-8028
近畿運輸局	海事振興部船員労政課	06-6949-6435
神戸運輸監理部	海事振興部船員労政課	078-321-3149
中国運輸局	海事振興部船員労政課	082-228-3692
四国運輸局	海事振興部船員労政課	087-802-6817
九州運輸局	海事振興部船員労政課	092-472-3159
沖縄総合事務局	運輸部船舶船員課	098-866-1838



「船員の働き方改革」推進中！ 特設ウェブページ

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000026.html